

全国規模の学術アンケート調査に関する規定

1990年 7月 7日改訂
2002年 7月 19日改訂
2003年 11月 23日改訂
2011年 10月 26日改訂
2015年 7月 28日改訂
2018年 5月 29日改訂
2019年 9月 25日改訂
2020年 3月 12日改訂

1. この規定は、日本小児外科学会会員（以下会員とする）および理事会の承認を得た会員以外の個人、委員会や研究組織が、会員および会員が所属する施設を対象に行う全国規模の学術アンケート調査の充実と円滑化のために定められるものである。本規定の審査の対象と定める学術アンケート調査には、症例集積登録、症例観察研究などの臨床研究も含むものとする（以下調査研究とする）。
2. 学会理事会は、この目的を達成するために必要な業務を学術・先進医療検討委員会（以下委員会とする）に委託する。委員会は、調査研究の意義、内容を審査し、会員にとってアンケートの回答作業が過度の負担にならないように配慮する。
3. アンケート調査を希望するもの（以下、依頼者）は、その主旨、内容を事前に理事会に提出する。依頼者から審議と承認の依頼を受けた理事会は、審議などの業務を委員会に委託する。委員会は、①調査研究の重要性、②会員にとっての有益性、③研究方法の科学的妥当性（構造化された研究計画に基づくものが望まれる）、④倫理的配慮などについて審査する。改訂、再審査の必要性な場合は、依頼者に直接通知する。委員会は最終審議の結果を、理事会の承認を得たのち依頼者に通知する。ただし、日本小児外科学会（各種委員会調査を含む）が行う調査研究はこの限りではない。施設または認定臨床研究審査委員会で承認を得ているものは③、④を省略する。
4. 理事会の承認を得た調査研究に対して、会員は回答に協力することが望まれる。
5. 依頼者（あるいは調査研究担当者）は、研究成果の要旨を規定の学術アンケート調査結果報告書に記載し、委員会に提出する。会員がアンケート調査結果を理解し利用しやすいように、Microsoft Word、または、PowerPoint の形式のデータを添付してもよい。また、報告期限はアンケート結果集計完了後原則として6か月以内とする。委員会は内容確認の上、ホームページ上に掲載して会員への還元を図る。その際、必要により修正を依頼者に依頼する。論文として投稿する場合は調査研究担当者の負担で学会誌などに投稿する。

各種研究会ないし研究組織（公的機関により研究費を受け入れている研究組織を含む）が、その組織内で組織構成員のみを対象とした調査研究を行う場合には本規定の制約をうけないが、研究組織外の会員を対象とする場合には本規定の制約を受けるものとする。

